

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国と日本の監査制度および開示制度比較

中国と日本の監査制度および開示制度は、近年どちらも国際基準（ISA や IFRS）へのコンバージェンス（共通化）を進めています。法体系や実務慣行において重要な相違点が残っています。

1. 監査制度の共通点と相違点

● 共通点

国際基準への準拠：両国とも、国際監査基準（ISA）をベースにした基準を採用しています。

KAM（監査上の主要な検討事項）：どちらも監査報告書においてKAMの記載が義務付けられており、監査の透明性を高める取り組みを行っています。

二重責任の原則：財務諸表作成責任は経営者にあり、適正性の意見表明責任は監査人にあるという原則は共通です。

● 相違点

監査人の呼称と資格：日本は公認会計士（CPA）ですが、中国では中国登録会計士（CICPA）と呼ばれます。

外資系企業の扱い：中国では外資系企業であっても、原則として中国国内の会計事務所による監査が求められます。

内部統制監査：中国では「企業内部控制基本規範」に基づき、上場企業に対して内部統制監査報告書の開示が厳格に求められており、日本（J-SOX）よりも運用の厳格さが目立つ場面があります。

2. 開示書類体系の比較

中国と日本の開示書類は、「分かれ方」と「名称」に大きな違いがあります。日本は「会社法」と「金融商品取引法」による二重開示体制が特徴です。それに対して、中国（A株上場企業など）は、証券法および証券監督管理委員会（CSRC）の規定に基づく一元的な開示に近い形式です。

	日本	中国
年度	事業報告（会社法）：主に株主に向け、株主総会の招集通知に同封されるもの。 有価証券報告書（金商法）：投資家保護を目的とした詳細な開示書類。	年度報告（年度報告 / Annual Report）：日本の「事業報告」と「有価証券報告書」を合体させたような形式です。一つの非常に分厚いパッケージとして開示され、これに監査報告書が添付されません。
四半期	決算短信：取引所の規則に基づく速報（法定ではないが実務上最重要）。 四半期報告書：2024年度より「半期報告書」へ一本化される等の改正が進んでいますが、金商法上の法定書類。	四半期報告（季报）：中国では第1～第3四半期ごとに「四半期報告」の開示が義務付けられています。日本のような「短信（速報）」と「報告書（法定）」の明確な分離はなく、規定のフォーマットで開示されます。



3. 監査報告書および財務諸表の相違分析

● 監査報告書の相違分析

項目	日本	中国
形式	4セクション構成（現在はKAM導入により長文化）	日本と同様のISA準拠形式
押印/署名	監査法人の代表者印およびパートナーの署名捺印	2名の登録会計士の署名捺印が必須（個人責任が強調される）
適用基準	日本の監査基準（JGAAS）	中国登録会計士審計準則（CAS）

● 財務諸表（会計基準）の相違分析

項目	日本	中国
採用基準	日本基準、IFRS、米国基準、J-IFRSの選択制	中国企業会計準則（ASBE） ※実質的にIFRSとほぼ同等
勘定科目	比較的柔軟に名称を設定可能	国家が定める標準勘定科目に準拠する必要があり、硬直的
会計年度	自由（3月決算が多い）	1月～12月に固定（法律で定められている）

お見逃しなく！

その相違の由来には、様々な要素があり、そのうち、法体系の違いと国家管理の強さが考えられます。日本は会社法（債権者保護・株主管理）と金商法（投資家保護）の歴史的背景から書類が分かれています。一方、中国は資本市場の発展が後発であったため、最初から投資家向け開示（年度報告）に重きを置いた効率的な構成になっています。また、中国では会計年度や勘定科目が法律でガチガチに固められており、監査報告書にも2名の会計士のフルネームが明確に出るなど、「個人の規律」を重視する国家管理の強化を有する傾向があります。